

令和2年11月27日（金）

於・農林水産省本館4階 第2特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午前10時00分 開会

○河南企画課長 皆様、おはようございます。予定の時間が参りましたので、ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

企画課長の河南でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、林政部長から御挨拶申し上げます。

○前島林政部長 おはようございます。林政部長の前島でございます。林政審議会施策部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、先週、基本計画を御審議いただいた林政審議会に続きましてお時間を頂きまして、御礼申し上げます。

森林・林業白書に関する審議につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、4月の林政審議会、9月の施策部会と書面開催が続いてまいりましたが、本日はオンライン会議との併用開催という形を取らせていただきました。

現下の急速な感染拡大の林業・木材産業への影響につきましては、引き続きしっかり注視をしてまいりたいと考えております。

本日の施策部会では、令和2年度森林・林業白書の構成及び主要記述事項につきまして御審議いただきたいと考えております。

昨年度からスタートいたしました森林経営管理制度、来年4月からの施行を目指している森林組合法などの新しい仕組みも活用しながら、本格的な利用期を迎えた我が国の森林をフィールドといたしまして、持続的な林業経営が展開されることが期待されております。

こうした点も踏まえつつ、特集では森林の循環利用を前提に、林業経営体による需要に対応した生産、販売、低コスト化などの取組を整備いたしまして、今後の林業経営の可能性を提示していきたいと考えております。

本日は様々な見地から忌憚のない御意見を頂きますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。今日は、よろしくお願いいたします。

○河南企画課長 議事に先立ちまして、会議の成立状況を御報告させていただきます。

本日は、委員7名中、オンラインでの御出席を含めまして、全員に御出席を頂いております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

林野庁の出席者については、座席表のとおりでございます。一部の課において代理の者が出席をさせていただいております。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。農林水産省では、審議会のペーパーレス化に取り組んでおります。資料につきましては、オンラインで御出席の2名の委員におかれましては、事前にお送りしておりますデータを御覧ください。会場の皆様は、お手元に配付しているタブレットで御覧いただくこととなります。既に御承知のこともあるかと思いますが、改めて簡単に御説明申し上げます。

画面を御覧いただきますと、本日の議事次第が表示をされております。本日使用いたします資料は全て開いた状態となっております。画面左上のホーム、ツールという文字の右側に各資料のタブが並んでおりますので、こちらで切替えを行っていただくようお願いいたします。資料が複数ページにわたります場合は、マウスでスクロールいただくか、画面の左側にごさいますしおりをクリックしていただくことで任意のページが表示できるようになっております。

操作に不明な点がございましたら事務局の職員がお手伝いいたしますので、いつでもお尋ねいただければと存じます。

それから、今日はオンラインも併用しての開催となっております関係で、3点お願いを申し上げます。1点目です。オンラインで御出席の皆様も含めまして、御発言の際は挙手をし、議長から指名された後、御発言を頂きたいと思っております。それから、オンラインでは通常より声が聞き取りづらいことがございますので、会場にお越しの委員も含めまして、御発言の際はゆっくりと大きな声でお話しいただきますようお願い申し上げます。最後に、会場にお越しの委員の方におかれましては、御発言の際にはマイクの電源をお入れいただきまして、御発言が完了しましたら電源を切っていただくようお願いを申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。立花部会長、よろしくお願いいたします。

○立花部会長 皆様、おはようございます。新型コロナウイルスの拡大がまた進んでいるところで、お集まりいただきましてありがとうございます。我々も、周りも本当に気をつけながら生活していきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

前回、オンラインでしたが、活発な御議論を頂きました。今回もハイブリッドな形になっておりますけれども、会場の皆様からも、あるいはオンラインでの御出席の皆様からも、様々な御意見を頂きながら議事を進めていきたいと思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、「令和2年度森林・林業白書」の検討という議題について、事務局から御説明いただき、御審議いただきたいと考えております。本日は、12時までの審議を予定しておりますが、活発な御議論のほど、重ねましてよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

○河南企画課長 では、今日は資料1と資料2と書いてございます資料、タブレットのタブでいきますと、3番と4番のものでございますけれども、この二つの資料について、まず御説明を申し上げます。

まず、資料1「令和2年度 森林及び林業の動向」構成（案）ということでございます。全体の構成でございます。

まず、御覧いただければと分かるとおりになんですけれども、先日作成いたしました白書では、食料・農業・農村白書と合わせる形で、冒頭に特集、その後トピックスという形で最終的に整理をさせていただきましたけれども、9月の書面開催におきましても、全体の流れですとかバランスとか、そういう観点からトピックスを冒頭に置いて、その後、特集を持ってくる方がいいのではないかと御意見を頂いていたところでございます。

この御意見も踏まえまして、農業白書の担当部局とも打合せを行ってまいりました。その結果といたしまして、森林・林業白書から見ますと、前年までの順番と同様ということになるんですけれども、まずトピックス、その後、特集、この形で農水省の白書をそろえて提示をしていくという方向で整理をさせていただいたところでございまして、それを反映したものを今日お示しをさせていただいているところでございます。

それから、特集2というふうに、いつも見慣れないものが今回は入っているかと思うんですけれども、コロナについてであります。川上から川下まで様々な影響が生じておりまして、関連する対策を講じてきたところでございます。先般の林政審議会でも御報告をさせていただいたとおりでございます。

こういう全体を分かりやすく記述をしていくためには、全体をまとめて書かないといけないというふうに考えていたところでございますけれども、どうしてもそのトピックスの一つとして取り上げるには分量がちょっと足りないといいたまいますか、多いものになってしまう、そういうふうに考えられますので、第2特集として整理してはどうかというふうに考えたところでございます。

記述していくことを考えております具体的な要素につきましては、後ほど御説明申し上げます。

それから、取り上げ方について今申し上げたところなんですけれども、今後の感染の状況の推移ですとか、その影響ですとか、あるいは農林水産省でまとめております他の白書との並びの関係とかから、また事情が変わってくる場合もあろうかと思っておりますので、この点につ

いては御理解を頂ければ有り難いです。

それから、一番下に箱書きで書いておりますけれども、去年のものから踏襲をいたしまして、それぞれのところで特に関係していると考えられますSDGsのアイコンを今年も付けさせていただきます。

以上が資料1についてであります。

続きまして、資料2を御覧いただければと思います。

令和2年度の森林及び林業白書の動向の主要記述事項ということでございます。いわゆる我々、スケルトンと呼んでいるものでございます。

まず最初、1ページから2ページのところでは、トピックス4点御紹介をしております。御案内のとおり、この1年間の特徴的な動きを紹介するものでございまして、前回の施策部会で頂きました御意見も踏まえまして、また川上から川下までのバランスも考慮しながら、四つを挙げてみたものでございます。

1点目は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の施行10年を迎えてということで、川下の部分を取上げさせていただきました。2010年にこの法律が成立・施行されてから10年が経過をいたします。この10年間でシンボル性、あるいは高い展示効果のもの、各地に建設をされてまいりました。公共建築物の木造率も当時8.3%から13.1%まで上がってきているところであります。

そういう取組の中で、技術の開発も進んでまいりまして、民間の建築物にもその波及が及んできているということでありまして、ますますそのような動きが強くなっていくものというふうに思っています。公共建築物の話だけではなくて、今申し上げた民間の話も含めてこの中で御紹介をさせていただければと思っております。

2点目は、去年、林政審でも御審議を頂きました森林組合法の改正が成立したということについてであります。今年5月28日に成立いたしました。改正事項は御案内のとおり、以下の3点でございます。

1点目が事業連携の強化ということで、従来合併のみが予定されていたものに対して、右側に絵にあります新設分割を含めまして、三つの新しい手法について法律にきちんと位置づけたということでございます。2点目としては、正組合員資格を拡大したということ。後継者管理に関することでございます。3点目が事業の執行体制の強化でございまして、販売事業に関して実践的な能力を有する理事の配置、そのほかについて規定を整理したところでございます。

これらの規定、来年4月から一部については3年間の猶予を置いて施行されるということに

なりますけれども、山元への一層の利益還元拡大が図られることが期待をされるということでございます。

2 ページにまいりまして、三つ目は、次世代の林業につながる通信・先端技術の導入が進展ということで掲げさせていただきました。

林業イノベーションの取組の一環として、新技術の導入、様々進めてきているところがございます。その中で今回のトピックスでは、研究段階を超えて現場で使える段階に至ったもの、あるいはその一步手前まで開発が進んできたものが現に出てきている、そういう取組が着実に進んでいることを御紹介したいという、そういう切り口から掲げさせていただいております。

二つ目の矢じりのところにありますLPWAの通信網を使いました安全性・効率性の向上、あるいは獣害対策に資する取組、これが各地で始まっております。

また、林業機械につきましても、乗用の造林作業機が既に製品化をされておりました、リモコン式の架線集材機も製品化の一步手前まで来ているということでございます。さらに、伐採、集材、搬出の自動化の実現に向けた開発、こういうものも進んでいるということを御紹介させていただきたいというふうに思っております。

四つ目は、東日本大震災で被害を受けた海岸防災林の再生ということでございます。

来年の3月で東日本大震災の発災から10年を経過する、そういう節目になるということ意識して取り上げたものでございます。後ほど御説明いたしますけれども、通常章での記述も必要な工夫を行っていきたいと考えております。

ここでは、特に海岸防災林の事業を挙げさせていただきました。164キロ被害を受けたわけなんですけれども、そのほとんどのところにおいて140キロ近くで事業が完了に至っております。今後は必要な保育を実施することで失われた機能を取戻す、そういうフェーズに入っていくということでもあります。

特に被害が大きかった仙台湾沿岸部の防災林につきましては、2020年度をもって植栽まで完了したということを下の方で御説明をさせていただいております。特有の話といたしまして、いわゆるその災害ごみですね、これを再生資材としてどう使うか、あるいは地域の生態系をいかに乱さないようにして普及していくか、そういうことにも意を用いながら取り組まれたということも併せて御紹介をさせていただきたいと思っております。

それから、9月の書面開催のときに、昨年11月の大嘗祭において国有林からの木材供給があったこともいい案件じゃないかというようなお話を頂いて、検討させていただいたんですが、やはり去年11月の行事で、令和元年度の行事に当たるということでもありますので、2年度の白

書で取上げるのはなじまないかなというふうに整理をさせていただいたところでございます。

続きまして、3ページからは特集でございます。森林を活かす持続的な林業経営ということで、先ほど林政部長からの御挨拶の中でも申し上げましたけれども、我が国の森林が本格的な利用期を迎える中で、様々な制度的な枠組みが整ってきております。

そういう中で、森林を活かしながら持続的に発展していくことができる林業経営の在り方について特集で記述をしていきたいというものでございます。

先週16日に基本計画の関係で御議論いただいた林政審議会での論点の一つが林業経営についてでございます。その際に林業経営と林業構造の展望という資料、①、②というふうにご二つお示しをさせていただきまして、林業経営の現状と今後の取組の方向性として考えられることをお示しをいたしました。さらに、近い将来、あるいは新しい林業というふうに分けて、様々な課題への対応が実現した際の具体的な収支構造イメージということもお示しをしたところでございました。

ここでお示しをした枠組みを考え方のラインを踏襲しつつ、更に深掘りできるところを深掘りして、読みやすく、伝わりやすいものとなるようなものとしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

更に申し上げますと、白書の形で記述することで、林政審資料よりも多くの方の目に触れることになると思いますし、また、将来にわたって参照しやすくなるだろうということも意識をしているところでございます。

具体的に、まず第1節のところでございます。導入部分といたしまして、我が国の林業経営を取り巻く現状についてスタートしております。

(1) 番に林業経営体の現状ということで、右側に8.7万という数字も挙げておりますけれども、林業経営体とはどういうものか、それから、二つ目の矢じりに書いておりますけれども、持続的に公益的機能を発揮するとともに、充実した人工林資源を利用することで、地域の経済・雇用にも貢献する、そういう存在であるということをお紹介しております。

それから、二つ目としては、2番目のグラフのところなんですけれども、これは組織形態別の作業面積がどうなっているかというのを見たものでございます。下刈り、間伐、主伐、植林というふうに四つに分かれているんですけれども、ここで着目をいたしましたのは、保有山林、自ら持っている山林で作業している面積を見ますと、緑色の個人経営体を中心でございますが、主伐と植林の面積がほぼ同じぐらいになっているのに対しまして、作業受託面積の方で見ますと、青色の民間事業体、あるいは赤色の森林組合が中心になっているんですけれども、特に青

色の民間事業体のところなんですけれども、主伐の面積に対して植林する面積が非常に小さいものになっている。更にしっかり分析したいと思っておりますけれども、この二つ目の森林施業、受託の状況の三つ目の矢じりにありますとおり、保有山林では主伐、植林が同様の面積なのに対し、受託作業面積では植林が主伐より減少ということで、森林に関心の薄い所有者から主伐作業を受託した場合に、主伐箇所が再造林されていない場所、そういうのが多いんじゃないかと推察されるということをご記述したところでございます。

それから、林業経営体の経営状況につきましては、家族経営体と会社経営体に分けて分析をしていきたいと思っておりますが、家族経営体につきましては、ちょっと長期で見ても、100ヘクタールを超える大規模層にあっても、最近では林業単体ではほとんど利益が出ていない状況が伺われるということでございます。

4ページにまいりまして、会社経営体も同様なんですけれども、素材生産事業体の状況を見ますと、素材生産の規模が大きい経営体の割合、あるいは経営体当たりの素材生産量が増加しているというのが伺われるということも言えるということでございます。

それから、(2)は林業事業者の現状について書いていきたいと思っております。

数がどうなっているか、所得の状況が、給与の状況がどうなっているか。ここでは定着率の水準を御紹介しておりますけれども、定着率がどうなっているか、そういうことを書いていきたいと思っております。

それから、大切な話として、労働安全の話もございます。災害の発生件数の推移がどうなっているか、その内訳がどうなっているかということも御紹介していきたいと思っております。

今、この辺りでは林業経営体に関する分析が多くなっていくかと思っておりますけれども、3ページの上で紹介しております数字も2015年の農林業センサスに基づく数字でございます。実は、2020年、今年もセンサスが行われておりまして、今日の午後3時にその概数値が発表される予定となっております。確定値の公表は来年3月の末ということになっておりまして、更に細かな詳細はその後、随時発表されていくということになっております。例年どおりのことではございますけれども、センサスの数字を含めまして、統計数値がリバイスされたものにつきましては、新しい数字に変えた上で、それに応じた記述としていきたいと思っております。通常章においても同様でございます。

4ページの下の方に戻りますけれども、(3)のところでは、今後の経営の在り方を考えていく上で対応しなければいけない情勢の変化について、2点に着目をして記述をしたいということでございます。

一つが森林資源をめぐる状況ということでありまして、これは再造林でございます。林政審の本審でも御説明させていただきましたとおり、再造林が近年行われていない箇所が発生している状況でございます。この状況が続きますと、将来の森林蓄積の減少を招くおそれがあります。林業経営体の事業継続にも影響が当然出てくるだろうということでもあります。人ごとではなくて、正に経営に関する話として認識をしていただくと必要があるだろうということでもあります。

5 ページにまいりまして、もう1点が我が国の社会をめぐる状況ということでもあります。山村のみならず、社会全体で人口減少局面に突入をしていくということでありまして、これまで以上に林業の現場においては人材確保が難しくなっていくというふうに思われます。収入の話、あるいは安全性の話を向上させないと、そういう取組をしないと、林業を担う人材の維持ができなくて、経営体の事業継続も困難になっていく、こういう二つのことについて、よく認識をしながらということが大切かということでありまして、整理をさせていただきました。

その上で(4)のところでは、素材生産にかかる収支構造について示しております。これはこの後、第2節以降で林業経営の持続性を確保するための様々な取組というのを整理して記述していきたいというふうに、この後御説明しているんですけども、その記述の前提として、現況の大まかな収支構造を目に見える形で確認をした上で論を進めていくことが有用ではないかと考えたものでございます。

ここにありますグラフは、30年度の白書の特集、それから元年度の白書、これは通常章でございましたけれども、同様のものを記載しておりますので、御記憶にあられる委員の方もいらっしゃるかと思っております。この現状からは、真ん中が山元立木価格、山元の山主さんが受け取るものなんですけれども、補助金なしだと左側の黄色にあります再造林コストを賄えなくて、再造林の意欲を引き出すことが難しい状況にあるということでございます。これに加えて、人材確保のために必要な手立ては講じていく必要があるという、先ほど申し上げた状況の中で、それらに対応できるレベルに収益性を高めていく、このことが正に取り組んでいく中身かというふうに思っております。

この収益構造から明らかなんですけれども、取り組むべき一つは、一番右側のオレンジの販売収入、これを増やしていく、収入アップの取組であります。二つ目はコストの削減であります。オレンジのこの帯のうち、伐出、運材等のコスト等、ここを圧縮していく。それから育林コスト、左側の黄色の帯でありますけれども、この高さも下げていく。そういうコスト削減する中で、繰り返しになりますけれども、人材確保のためには費用を掛けていかなければいけな

い面もある、そういうことであろうと認識をしております。結果として、真ん中の緑の高さが上がる。そして、左側の育林のコスト減とも相まって、黄色との差を縮めていくということが目指していく方向という、そういうイメージでございます。

以上の認識の下で、第2節から第4節までは、考えられる様々な取組を記述をしていっております。

第2節は収益性向上の取組ということであります。

その1番目が販売強化の取組。5ページの下の方に書いてございますとおり、柱の一つ目は売上げの向上・安定を図るということでありまして、並材の需要が中心の中では、集約化とか安定供給を通じて販売の量、単価の向上・安定を図っていく、これが重要かという認識であります。一方で、様々なニーズをつかんで、付加価値が出る販売を行う取組も当然ながらあるというふうに思っております。どういう販売先、組合せを選んで、何にコストをかけるか、正に戦略的な対応が必要ということだろうと思っております。

6ページからは、その強化の取組の要素を三つほど分けて書いております。

一つが集約化・安定供給による売上向上ということであります。協定販売の取組、あるいは販売先のニーズに応じた採材、用途別の仕分、こういった取組が一つはあろうかと思えます。当然、改正森林組合法による森林組合の取組も期待されるところであります。

二つ目の多様な木材の販売のところでは、高く売る、そういう取組を書いております。林家さんが中心になろうかとは思いますが、長伐期、優良材の生産等も可能かということでありまして。あるいは広葉樹の販売も可能性があるというふうに思っております。こういったものの前提としては、自分の山の在庫、この把握をしっかりとすることが大前提ということかと思えます。

三つ目の収入の多様化のところは、自伐林家さん、あるいは自伐型の林業経営体の方に主に当てはまるかと思えますけれども、農業などとの兼業という形もあろうということでございます。森林サービス産業ということで取り組んでおります森林の空間利用、これも収入の多様化の一つの方策かということでございます。

二つ目の柱はコストの低減であります。

一つ目の販売強化の方が、売り先の相手があって、より難度が高いのに対して、コストの削減は自らのところだけでできる非常に基本的な取組ということになっていく、それだけに重要ということになっていく取組かと思っております。

要素の一つ目は、生産・流通コストの低減であります。いろいろ事情が異なるところもあり

ますけれども、オーストリアと比べますと、グラフにありますとおり、生産・流通コストが高い結果として、山元に戻る青の部分が少なくなっている、そういう構造にあるということでございます。

一つは、高性能林業機械につきまして、7ページの方にグラフも掲げておりますけれども、稼働率の向上をいかに図っていくかというのが大切な要素の一つかと思っております。当然、生産性が高い林業経営体は稼働率が高い傾向にございます。そのためには、施業地の計画的な確保ですとか集約化、路網整備、作業システムの検討、こういったことを積み上げていくことが必要ということであります。

流通コストの方は運送距離、積み卸しの回数、これが大きな要素になってまいりますので、それに従った対応を取っていくということかと思っております。

二つ目の造林・育林の低コスト化につきましては、これも林政審の中で様々御紹介したとおりであります。伐採と造林の一貫作業システムの更なる導入、あるいは低密度の植栽、下刈りの省力化、こういうものの実証を進めてきておりますので、そういったことも御紹介しながら記述をしていきたいと思っております。エリートツリーも当然一つの要素でございます。

一番下に、7ページの下にございます技術開発のところは、これは公的な国などが頑張らなきゃいけないということかと思っておりますけれども、様々なコスト低下を可能にするための製品が市場に出ていくまでのところについては、行政もしっかり関与して後押しをしていくということかということを思っております、この点についても記述をしていきたいと思っております。

3番のところは、林業従事者の育成と労働環境の向上でございます。

繰り返してお話をしているとおり、ここにもきちんと目を向けることが経営体の持続性を確保するために不可欠ということかと思っております。人材を確保して、能力を高めて、十全に力を発揮してもらう、そういうことかと思っております。そのためには教育訓練の実施もありますし、育休等の労働環境の整備も重要ということかと思っております。安全性の向上に向けた取組、林野庁でもきちんと支援をする、あるいはクロスコンプライアンスの取組も更にやっていきたいということも書いていきたいと思っております。

4番のところは、これら全体を包含するものとして、林業経営を担う人材の育成、それから体制整備ということで書いてはどうかと思っております。様々な要素を取り組んでいくためには、やはり経営陣の方がしっかりと考えて取り組んでいただくことが大切かと思っております。

一つには、そういう人材がないといけない。社長さん、あるいは森林組合であれば組合長さんの右腕になって、そういうことをきちんと考えていっていただけるような方、その育成に

向けた取組を林野庁でも始めているということでもあります。

(2) のところは、持続性を確保するための体制整備ということで、林政審の議論でも御紹介をいたしましたけれども、先ほど冒頭御紹介いたしました主伐と育林の面積の差ということも考えますと、長期間経営し得る権利の取得を進めていただきますと、そこをきちんと持続的に回していかなければいけない、そういう意識も高まるんじゃないかというふうに思っております。そういう権原に関する話が一つ目であります。

二つ目としては、再生林をきちんとやっていく体制を確保していくということに着目して書かせていただきました。所有者さんにしっかり働きかける。自ら造林できる体制を整える。あるいは、それができない場合は、それができる他の事業体としっかり連携をする。それから、苗木の生産者の方とも、苗木の確保、あるいは特に一貫作業するに当たっては、その時期の調整というのも重要な要素になってくると思いますので、ますます協力が重要になっていくということかと思えます。

製材工場、木材工場が、いわゆる川中の方が川上に出てこようとしている動きも出てきております。危機感は共有されているということでもあります。こういう方も後押しをしていく必要があるかということも書いていきたいと思っております。

9ページはまとめということで、こういう取組方向、それはそれでいいとして、本当にそれをやっていくと現状のコスト構造を大きく転換し得るものかという、そういう文脈で先日御覧いただきました試算結果をここでも紹介をさせていただきたいと思っております。

現状、近い将来、新しい林業というふうに三つに分かれておりますけれども、現状ですと全体としては獣害被害地での対策を含めると赤字になってしまうものが、近い将来においても、生産性の向上などの取組をすることで、作業員の賃金を10%以上向上させた上でも黒字に転換ができる。さらに、新しい林業としてエリートツリーとか自動化機械の導入が実現できればその幅が、黒字幅が拡大していくということでもあります。

この黒字を使って、もちろん頑張った経営としての報酬、あるいは投資の原資というふうに充てられるのは当然なんですけれども、その一部が森林所有者への還元の原資、あるいは林業従事者に対する給与その他の労働環境整備の原資になっていくという、そういう構造かと思っております。

9ページ、下の方にありますけれども、この試算におきましては、販売単価を上げていく取組は考慮していない、そういう試算でありますので、更なる収益改善の可能性も開けているということかと思えます。正にこれは経営の力が問われていく、そういう部分ということかと思

います。

先週の林政審では、こういう試算はそれはそれとして、一方でそれぞれの地域とか経営ごとに見ると、いろんな状況が異なる中でどう実現していくか、これがとても重要ですよ、考えていく必要がありますよねというお話も頂いておりました。長官からその場でもお話を申し上げましたけれども、当然、個々の経営ごとに保有する森林の状況とか経営規模は異なっておりますので、このモデル試算に掲げられております要素を自己の経営に当てはめてどう実現できるか考えていただくことが大切になっていくんじゃないかというふうに思っております。

その意味で、9ページが一番下に書きましたけれども、そういう状況を見据えながら、創意と工夫を發揮して林業経営をそれぞれ展開していただくと、これが重要だということも書いていたらどうかということでございます。

済みません、長くなってしまいましたが、以上が特集の一つ目でございます。

それから、10ページがコロナに関することでございます。大きく二つに分けて記述をしたいと思っております。

一つが感染症の影響に関することとあります。木材の利用・輸出の状況、木材産業の状況、林業の状況、実際の動き、価格がどうなったかということを中心に振り返ってみるよう書いていきたいと思っております。

2番のところは、こういう影響に対してどのような対応が取られたかということとあります。

(1)は行政としての対応、予算での対応、あるいは国有林での対応といったものがございます。

それから(2)は事業者における対応ということとございます。ここでは現に一つ目の矢じり、二つ目の矢じりという辺りは、既にこういう動きが出ているということを書いていきたいというものでございますけれども、さらに今後の可能性についても記述できる範囲で工夫を試みたいと思っております。幅広く、特にこの点については、ここではリモートワーク、ワーケーション、そういったことをまず書いておりますけれども、幅広く御意見を伺えると有り難いというふうに思っております。

11ページからは通常章でございます。

今年も例年どおりでありますけれども、従来の骨格を踏襲しながら、必要なデータ更新をしっかりと行う、特徴的な動きについてはできるだけカバーするという形で書いていきたいと思っております。

今日は時間の関係もございまして、特徴的な動きがあったところを中心に御紹介したいと

思います。

まず、森林の整備・保全のところでは、12ページの森林整備の動向の（1）の三つ目の矢じりのところであります。先般御説明を申し上げましたけれども、これまで間伐特措法で様々な取組を進めてきたところでございますが、今年度で期限切れということであります。2021年度以降についてもパリ協定の下で森林吸収量の目標がございますので、間伐特措法の延長・改正を検討中という旨を書いていきたいと思っております。

正にそれに関連するものとしたしまして、12ページの下から二つ目と三つ目の矢じりのところでありますけれども、特定母樹、エリートツリーについてもきちんと記述をしていきたいと考えております。

13ページは森林経営管理制度と環境税でございます。昨年度から始まりまして、1年目の取組の結果がまとまってきております。これも林政審で御説明させていただいたところでございますが、森林経営管理制度のところでは上から四つ目、19年度、約3割の市町村で15万ヘクタールの意向調査が実施されたことなどを御紹介していきたいと思っております。

環境税・環境譲与税につきましては、一番下の矢じりでありますけれども、森林整備関係に取り組んだところが全体の5割、そういったことについて御紹介していきたいと思っております。

14ページは一番上、植樹祭と育樹祭は残念ながらコロナの影響で延期になっております。

それから、14ページの真ん中辺り、山地災害への対応のところでありますけれども、今年も残念ながら7月に九州で特に大きな被害が生じた豪雨がございました。そのこと、それから、それに関連いたしますけれども、雨の降り方が変わってきていることに関しまして、14ページの下から二つ目の矢じりのところでございますけれども、流域治水の取組と連携した取組、これが各地域で始まっていることなど書いていきたいと思っております。

15ページ、（4）は森林被害対策についてでありますけれども、ここではその他の森林被害の動向及び対策の二つ目の矢じりを御覧ください。ナラ枯れの被害についてであります。2019年度は7都県で新たに被害が確認されるなど拡大が広がっている状況にございまして、こういったことについて紹介していきたいと思っております。

15ページの下の方からは、国際的な取組の推進ということでございますけれども、ここでは16ページの（2）地球温暖化のところ です。

（2）の上から四つ目の矢じりのところであります。今の臨時国会におきます総理の所信表明で2050年にカーボンニュートラルを目指すというお話があったこと、それから、今後これを受けまして、地球温暖化対策計画の見直しが行われる予定になっていっていることなどを書い

ていきたいと思っております。

17ページからは第Ⅱ章でございます。林業の関係。

ここでは、(1)の林業産出額、また来年2月に数字が出るとお思いますので、新しくしてまいります。

17ページ、(2)の三つ目の矢じりのところ、改正組合法の話もきちんと通常章の中でも書いていきたいと思っております。

18ページ、林業経営の効率化のところでは、施業集約化の下から二つ目の矢じりでございます。今年の6月に地方分権一括法によりまして森林法が改正されました。林地台帳に関するものでございます。各市町村において固定資産課税台帳の情報が利用可能になったということを紹介したいと思っております。また、そうやって充実した情報も使いながら、それを効率的に共有するために、その下の矢じりのところでもありますけれども、都道府県でのクラウドの導入が進んでいることも御紹介していきたいと思っております。

19ページは特用林産物、20ページからは山村の動向でございます。

20ページの(2)山村の活性化に関しましては、これも基本計画の議論の中で三つの視点、産業の内発的発展、コミュニティの活性化、関係人口の裾野の拡大という3点について御説明を申し上げましたけれども、昨年からの動きといたしましては、内発的発展の林業と並んで柱としていきたい森林サービス産業についての動きがございました。21ページの上から二つ目の矢印のところでもあります。健康分野における取組、教育分野における取組、それぞれ深化した取組が始まっているということをお紹介していきたいと思っております。

22ページから、第Ⅲ章は需給に関するところでございます。

ここでは22ページの(2)の上から二つ目の矢じりでございますけれども、国産材の供給量、2019年も更に増えて3,100万立米になったということ。それから、それに応じる形で一番下の矢じりです。木材需給率9年連続で上昇して37.8までなったことも御紹介しております。

23ページにおきましては、(5)輸出対策がございました。一時、3月には前年同比73%まで落ち込みましたけれども、回復傾向にあることなどを書いていきたいと思っております。

24ページは木材利用の動向ということでもあります。

ここで去年、あるいはその前からも継続でございますけれども、非住宅・中高層の分野における木材利用の動きについても、また記述をしていきたいというふうに思っております。

24ページの右側に、仙台で現在建設中の純木造の7階建てのビルをお紹介させていただいておりますけれども、これ集成材ではなくて、主要構造部にJAS製材、製材を使用する、そう

いう取組が行われているものでございまして、しっかり取り上げていきたいと考えているものでございます。

25ページにまいりまして、ここではバイオマスの利用についても紹介しております。

ここでは、25ページ一番下、マテリアル利用のところなんですけれども、改質リグニン、期待が高まっておりますけれども、来年の春には年産100トン規模のプラントが茨城県で試運転を開始予定といった最新の動きについて書かせていただきたいというふうに思っております。

26ページからは木材産業の動向でございます。

28ページからは国有林でございます。国有林についても従来と大きく変わるところはございません。

28ページの1の(2)の二つ目の矢じりにございますけれども、一般会計化等を踏まえまして、公益重視の管理経営、それから林業の成長産業化に向けた貢献、これが大きな軸となっているところでございます。具体的な中身として、28ページの下の方からそれぞれ書かせていただいております。

29ページの上から二つ目の矢じりのところでございます。大規模な災害復旧について様々な協力をするということでありまして、今年7月の豪雨においても様々な協力をさせていただいたところでございます。

それから、31ページから最後の章になります。東日本大震災からの復興ということでございます。

冒頭も申し上げましたけれども、来年3月11日で10年の区切りを迎えるということでありまして、できるだけ充実させた記述とするよう、また総括するものとなるようとのお話を9月に頂いておりました。このため、例年の記述をベースとしつつも、この10年間でどういうふうに復興が進んできたのか、その上で現時点ではどうなっているのか、残された課題は何か、こういうことが分かりやすく伝わるような内容になるよう心掛けて取り組んでいきたいと思っております。

少々長くなりましたが、御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○立花部会長 資料2、令和2年度森林・林業白書の主要記述事項(案)の御説明をありがとうございました。

これから皆様から御意見を頂いてまいりますけれども、先ほど事務局からお話がございましたように、オンラインで御出席の委員の方々が聞き取りにくいという場合がございますので、この場におられる委員におかれても、オンラインの委員におかれても、大きな声で、少しゆっ

くりめにお話を頂けるように、改めてお願いいたします。

それでは、これから順次皆様から御意見を頂いていきたいと思えます。

最初にトピックスにつきまして、今日四つの御提案を頂いたわけですが、これにつきまして委員の皆様から更なる御提案、あるいは御質問お願いできますでしょうか。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 冒頭で恐縮でございます。ちょっと個別のトピックスの1番ということでお話というか、10年たったということで非常に感慨深いというか、いいことだと思っております。そこで、ここは一つはもともとの法律が公共建築物等と、「等」もありますけれどもということなので、公共建築物がこの10年で、シンボルもそうですけれども、どれぐらい比率として増えているかというのは、はっきり出せるんだしたら出した方がいいと思えます。

併せて、民間の方の立場も含めて申し上げますと、「等」の中にこの民間建築物が入っているという理解だというふうに思っているんですが、そうはいつでも、民間の建築物が増えてきているというような記述とか、あるいは動きとしては少しこの民間、この法律の中でもうちょっと民間の建築物も強めに打ち出していこうということを団体さんで言われるところもありますので、公共と民間ということを少し切り分けた書き方にした方が、むしろ曖昧でなくなるんじゃないかなという気がいたしますので、よろしくお願いいたします。

○立花部会長 とても重要な御指摘を頂いたと思えます。私も公共の部分については、例えば省庁ごとにどれだけの実績があるかということも含めて御説明いただければいいのかなということを感じていたところでした。

事務局から今の点につきまして御回答をお願いできますでしょうか。

○河南企画課長 お答え申し上げます。

まず、この10年でどれぐらい進んできたかという、その数字を整理してということにつきましては、このトピックスにおける分量の話もあろうかとは思いますが、しっかり盛り込むとともに、通常章の方でもきちんと書いていくようにしたいというふうに思っております。

また、その狭いと申しましょか、その公共のところと民間のところの、しっかり仕分けながらということについては、今の御指摘に沿って、意識をしながら曖昧にならないような記述を心掛けていきたいというふうに考えます。

○立花部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 塚本でございます。

トピックスの2と3につきましては特集章と非常に関連のある内容ですので、トピックスに記載出来なかった事項も含めより深く書き込んでいただければと思います。

特にトピックスの3については、林業イノベーションなどの明るい話題をトピックスに取り上げていただきたいと事前の意見聴取時に提案させていただいたところですし、夢物語ではなくて実用化に向けてより進化していることが林業関係者以外の方にもご理解いただけるように現状も踏まえてより明確になるように記述頂ければと思います。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

○河南企画課長 ありがとうございます。

正にお話しいただきましたとおり、特集章の中身といいましょうか、その取組を構成する大切な要素という二つだと思っております。特集章との記述とのその連関がきちんとお分かりいただけるように、トピックスの記述ぶり、それから特集章での記述ぶり、よく意識をしながら原案の作成に努めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

そうしましたら、私から一つよろしいでしょうか。このトピックス四つの並びを見たときに、もしかすると森林サービス産業であるとか、あるいは先ほども御説明がありましたような森林空間を利用した教育イノベーションとか、この辺りについて、この1年、2年で動いていることを御紹介いただくというのも一つの方法としてはあるのかなということを感じました。いかがでしょうか。

○河南企画課長 お答えさせていただきます。

いろんな動きが出てきていると思いますので、何かしら書けることがないか検討させていただきたいと思います。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長、箕輪でございます。

森林サービス産業については、本年度からモデル事業も実施しておりますので、そのような新しい動きを御紹介させていただくことができるのではと思っています。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からの御意見も併せた形で、事務局の方で御検討をお願いできればと思い

ます。

オンラインで御参加の松浦委員、日當委員、御意見ございませんでしょうか。

○日當委員 日當です。よろしいでしょうか。

○立花部会長 お願いいたします。

○日當委員 済みません、ちょっと途中聞こえづらいところがあって、大変申し訳ございません。これ全体的には今の御説明いただいたところの感想をお話ししてよろしいわけですね。

○立花部会長 はい、どうぞ。

○日當委員 トピックスのところ、4番の東日本大震災のところを取り上げていただいて、また第V章の方でも東日本大震災からの復興を取り上げていただいているというところで、一般の議論の中でも、この10年の節目を迎えるというふうなことで、東日本の大震災の関連については10年一区切りというふうなこともありまして、これまでの取組についてまとめてはいかがでしょうかというふうなところの中で、現時点での状況というふうなところもあろうかと思えます。是非それはそれでまとめていただきながら、東日本大震災で木材の利用というものがどの程度効果、効果というよりも支援をしてきたか。この中での災害公営住宅への木材、木造で建築されたというふうなところもございます。その中で木材がどの程度使われたかというところでは、

併せて、同じように建設された災害公営住宅ということの中で、この木造での応急仮設住宅の評価というものもある程度まとめて御評価いただけるというところがあれば、この木造での応急仮設住宅の評価というところで、ちょっと御紹介いただければなというところがあります。

それともう1点、特集1の森林を活かす持続的な林業経営というところですが、最後にこの明るい、こうすればもっと良くなるのではないのでしょうかというところの御紹介がまとめというところでありまして、非常にここのは分かりやすいですね。そういった意味では、ここをもう少し具体的に、このためにはどうしましょうかというところの中で記述はされておるんですけども、いろんなことをするとこうなるよということですが、ここをもうちょっと手厚く、分かりやすく、夢が確実に見えるような記述にされてはどうかというところがあります。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

特集章も含めての御意見だったと思うんですけども、一つ私から日當さんに確認をしたいんですけども、評価という言葉をお使いになっていましたが、木材利用について、公共施設

等の利用についての評価ってどんなことを御期待されていますでしょうか。

○日當委員 仮設住宅の件ですね。当時やっぱり、今回、東日本大震災で応急仮設住宅が従来と併せた中で木造の仮設住宅は対応されたというふうに聞いております。そういった意味で、入居者の皆さんから木造での居住性が非常によかったというところもあったかというふうに聞いておまして、そのようなところが、ある意味ほかの非木造の仮設住宅との違いの中であるデータも紹介できればよろしいかなと思っております。というところが大きなところですよ。

○立花部会長 ありがとうございます。

ちょっと私がかうまく聞き取れていなかった部分があったようですけれども、仮設住宅についての評価を含めてはどうかという御提案でした。

事務局から今のについて何かございますか。

○河南企画課長 ありがとうございます。

今御指摘いただきました東日本に関するところにつきましては、木材の利用が皆さんのお役に立った、仮設のところを含めてということかと思っておりますけれども、どういう評価を頂いていたかということを含めまして、今御指摘いただいた中身ができるだけ書けるように記述をしていきたいというふうに考えます。

○立花部会長 ありがとうございます。

そのほか。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員 森林組合のところの基盤強化を目指す法改正が行われたわけですが、ここを取り上げていただいて有り難いんですが、この改正によってどうなるのか、この改正って森林組合の経営基盤の強化に資する方向に進んでほしいという願いを込めて作った、改正してもらったものなんですけれども、販売に経験を持つ専門の理事を置くということに関しても、どの程度の理事にするのかも含めて、森林組合の中でむしろこれをちゃんと咀嚼して、受け止めて、森林組合が自らが強化に向かって進んでいくものとして考えていかなければならない訳です。例えばこの白書を森林組合員の方々が読んでいただいて、そういう方向に向かうんですって、経営基盤の強化に向かって改正したんですと言われても、これによって私のところの森林組合は、より経営基盤が強化されて、私の山をもっと輝かせてくれる具体的な方策を記述しているものではないので、また、必ず行うべきこととして、手足を縛ったりするような規則を作るとかいうものでもないし、それから無理やり首輪をつけて引っ張っていくというようなものでもないと思っているんですよ。

そういう意味で、この改正をした意図というか、何のためにこの改正をしたのか、こういう方向に森林組合は向かってもらいたい方向にしたんですよということを、読んでいただく皆さんに分かっていただけるような記述にさせていただきたいなど。その法律としてはこういう書き方だけれども、こんなことを意図しているんですよというような書き方ができたらやっていただけと有り難いなという気がいたします。

○立花部会長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

○河南企画課長 ありがとうございます。

正に皆さんに意図が伝わるようにということから考えても、今、村松委員からおっしゃっていただいたことはそのとおりでなと思いながら拝聴しておりました。どこまで書けるか、満足いくものとして書けるかということはあるかと思えますけれども、一生懸命そういう方向の中身を盛り込んだ形で記述をするように本文作成に取り組んで、また御覧を頂きたいというふうに思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

斎藤委員、松浦委員、何か御意見ございますでしょうか。

○斎藤委員 いえ、ここまではございません。

○立花部会長 松浦委員、いかがでしょうか。

○松浦委員 今年の7月に九州地方で豪雨災害があったんですけれども、そのことをトピックスに上げてもいいのかなと思いました。ただその際は、やはり昨年一昨年と同じような豪雨災害をトピックスで上げていますので、どのような共通点があるのか、あるいはこれまでとの災害との相違点などについてもきちんと洗い出すとともに、その中で将来に対して取るべき施策などについて、本章の中でより詳しく書き込むという方法もあるのかなと思いました。

○立花部会長 ありがとうございます。

今の御提案につきまして、事務局いかがでしょうか。

○河南企画課長 ありがとうございます。

トピックスとして今年7月の豪雨の関係を加えることを検討させていただければと思います。その際には、今、松浦委員からございました去年、一昨年の起きた様々な災害、被害との比較、そこから析出されるものがないかという、そういう点にも配慮しながら記述を心掛けるということで進めてまいればというふうに思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

トピックスにつきまして、委員の皆様から御意見と御提案を頂きました。御提案についてももう一つ加えるかどうかも含めて、事務局の方でこれから御検討いただくということにしたいと思えます。

トピックスについてはここまでにしたいと思えますけれども、換気の必要は今ありますでしょうか。

○事務局 もう開けているので大丈夫だと思います。

○立花部会長 このまま進めてよろしいですか。

○事務局 はい。

○立花部会長 それでは、特集の1の方に検討を移していきたいと思えます。

ここでは林業経営体ごとの分析を含め、更に収益性をアップするためにその収支構造を分析した上で、いかにしてコストも下げていくかということを取り上げて分析をしていくというお話だったと思えます。先週の林政審の方でも検討が行われた基本計画との関わりもあります。そのことも含めながら、皆様から御意見、御質問、あるいは御提案お願いできればと思えます。いかがでしょうか。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員 白書を見て、これは林業政策で実行してきたこととか、いろんな問題点は承知をした上で、こんなふうにやってきましたよと、こういうこともやりました、ああいうこともやりましたということ報告をするという基本的な姿勢なのかなというふうに思いながら見せてもらっていますけれども、いつも、もっとその課題というか問題点を浮き彫りにして、問題だと、課題だとは承知していると、でも、なかなかその解決に向かっていかないとか、なおこういう問題点があるというような位置づけでの視点を持って、いろんな資料とかグラフとかいうことを作って行ってほしいなど。

今、基本計画の議論をさせていただいて、基本計画の資料を見せてもらっていると、その資料でももう一步と思うところもあるくらいに、かなり課題を浮き彫りにして、例えば我々森林組合の経営規模というものが非常に小さい、あるいは素材生産者の経営規模も非常に小さいといったようなこととか、製材上のいわゆるサプライチェーンに携わっている人たちの規模が非常に小さいこと、それとか、路網についても一定の資料はあるんですけども、もっと本当に成果として生きる路網というのはどうなんだろう、そこまでいっているのかという中で、今の段階ではまだまだ足りないよねというようなことの課題が浮き彫りになっていくような、そういう意味で、この持続可能な経営というところに行くには、まだまだいっぱい課題があると、

そういうことが見ている人に、そうなんだなど、でも努力している様子というのを見せていたかなければならないんだけど、その課題というものがまだたくさんあるということをもう少しくローズアップした出し方をできないものかなというようなことをいつも感じながら見せてもらっているんですが、いかがでしょうか。

○立花部会長 ありがとうございます。

時間的な制約もあるので、2人か3人からの御意見を頂いてから、まとめて事務局から回答していただくことにしたいと思います。

ほかに委員の皆様、御意見等ございませんでしょうか。

オンラインで御出席のお二人も。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 今の村松委員の考えに、難しいなとは思いますが、今年のちょっと特徴は今の村松さんの話にもあったように、林業基本計画と相当親和性が近いというか、当たり前ですけども、近いことになりますよね。そういう意味で、今言われたような課題とか、あるいは前回でも私もコメントさせていただいたコスト構造とかが先にこの林業白書で出ていくという、それは非常にいいことだと思いますので、やはり意識としては今言われたように、林業基本計画にもつなげていくような、課題が少し浮き彫りになるような思いで書いていただくといいのかなと。

そういう意味では、基本計画の前にこういう資料が幾つか出ていくというのを含めていいんじゃないかとは思っております。

以上です。

○立花部会長 時期的には、ほぼ同じぐらいと考えてよろしいですか。

○丸川委員 ほぼ一緒ですかね。

○立花部会長 ですね。という関係ですね。

いかがでしょう、もうお一方ぐらい。

塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 塚本でございます。

お二人の委員からもお話がありましたが、今回の特集章のテーマは、次期森林・林業基本計画と非常にリンクする内容で、また、公表が同時期ということですので、林業経営を取り巻く現状や課題についての整理については今回ご提示いただいた内容でいいのではないかと思います。

これをベースにそれぞれの項目ごとに課題の原因や解決策などについて論点整理をしっかりと

行っていただくことが重要ではないかと思えます。

5 ページの 2. 林業経営体の売上向上の取組から、生産コスト、労働環境、人材育成のそれぞれの項目ごとに現在の取組状況と課題、それに対する対応策について整理されていますが 8 ページの 4. 林業従事者の育成と労働環境の向上や 5. 林業経営を担う人材育成及び体制整備につきましては新規参入者を増やしていくために更なる取り組みが必要であることがよく整理され明確になっていると思えますし、その取り組みの一つとして林業イノベーションがあり、その取り組みを進めることが林業従事者の労働環境の向上にもつながってくると思えますので、この点についてより丁寧な記述をお願いします。

また、人材育成につきましては、各県で林業大学校などを創設し積極的に林業の担い手を育成していこうという動きもございますので、そのような前向きな未来につながる内容につきましても盛り込んでいただければと思えます。

最後に 6. まとめでございますが、現状、近い将来、新しい林業として、それぞれの林業現場のコスト構造について定量的に見える化されています。特に、新しい林業では、この章で述べられた課題と解決策が集約された内容となっており今回の白書の中でも特筆すべき内容となっているのではないかと思えます。

今の内容でも非常に分かりやすく整理されていますが、一般の方々にもより深くご理解いただけるように更なる工夫をいただければと思えます。

○立花部会長 ありがとうございます。

3名の委員から、くしくも同様な視点で、問題点をしっかりとあぶり出して、それを論点整理した上でデータを用いて定量的な分析も必要であるというお話だったと思えます。

これらにつきまして、3名の委員からの御意見につきまして、事務局の方から御対応お願いいたします。

○河南企画課長 コメント、どうもありがとうございます。

今、お三方からの御意見、共通するところがすごくあったというふうには思いながらお聞きしておりました。

課題を浮き彫りにという点で申し上げますと、特に 6 ページから 7 ページにかけての辺りですね。生産・流通コストの低減ですとか、それから造林・育林コストの低減、これはこういうことをやったらいいよということは、我々はずっと林野庁として申し上げてきたところがあるわけですし、それが現に今どこまで進んでいるのか、正に現状を確認する、さらに、そこにと

どまっているのはどういう理由があるのか、そこを乗り越えていくためにはどういうことが必要になるか、そういうことを意識しながら、ちょっとどこまで整理して、どこまで書けるかというのは大きな課題だと思っているんですけども、最終的にまとめのところに書きましたこのコスト収益構造を変えていく、そういう流れにつなげていくというのが大きな目標だというふうに、これは林政全体の方向というか目標だとも思っておりますので、そこにつながるような、その現状分析ができるだけ盛り込めるようなことを心掛けながら書いていきたいというふうに思っているというのがお答えでございます。

あと、塚本委員からありました林業に従事する方をめぐる話につきましては、これも御指摘のとおりだと思いますので、今日の資料の8ページのところには限られた中身しか書いておりませんが、林業大学校のことも含めて、どういうことが書けるかということをも更に検討させていただければと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

3名の委員の方、よろしいでしょうか。

○村松委員 コロナの話はまだなんですか。

○立花部会長 その次にいきます。

それでは、ほかの3名の委員の皆様、御意見いかがでしょうか。

先ほど日當さんから少し触れられた点も含めて、追加であればまた御発言をお願いしたいと思っておりますけれども。

○斎藤委員 大丈夫です。先へ進めていただいて。

○立花部会長 斎藤委員、よろしいですか。

○斎藤委員 よろしいです。異論ございません。先生方の意見も含めまして。

○立花部会長 そうしましたら、日當委員と松浦委員は何か御意見、御質問等あればお願いいたします。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 済みません、先走ってお話をしてしまったので、繰り返しになりますけれども、むしろその現状の分析ということよりも、せつかくこのような近い将来、新しい林業の姿を見せていただきました。これをどう乗り越えていくんだという課題解決のための手法をもう少し分かりやすく、もう少しというよりも分かりやすく御紹介できれば、見た方々が夢を持てるのではないかなというふうな思いを持った次第です。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

松浦委員はいかがでしょうか。

○松浦委員 第I章に関するコメントでよろしいでしょうか、確認ですけれども。

○立花部会長 今、特集の1の方を検討しております。

○松浦委員 特集の1ですよね。

○立花部会長 はい。

○松浦委員 特集の1、林業経営ですよね。

○立花部会長 そうですね。森林を活かす持続的な林業経営という特集1となります。

○松浦委員 先ほど、ほかの委員の方が大体意見を言っていたのと同じです。

以上です。済みません。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

私が一つ気になったことがございまして、植栽密度を下げていくということは、伐採して生産できる木材の質が変わってくると考えられます。そのときに、どういった材が生産されて、どういった用途になるのかという、需要側との関連づけで分析が加わるといいかなと思いました。

つまり、3,000本植えて柱取りでいくという林業もあるでしょうし、あるいは疎植にして、言わばB材と言われるような合板用材等を生産していく、そうした林業を行うということも考えられますので、生産をしたときに出てくる丸太の質との関連で、このような形で経営がなされていくんだという、言わば今の言葉でいうと、A材、B材、C材というような、A材が出ると大体このぐらいの単価でしょう、B材だところでしょうというようなことと関連づけられると、より具体性があるって、林業経営をするに当たってのイメージが持ちやすくなるかなという印象を持ちました。

もし何かあれば、事務局からお願いできますか。

○河南企画課長 ありがとうございます。

今の点、どこまで書けるか、ちょっと現時点では自信がないところもあるんですけども、今、部会長からおっしゃっていただいた視点、盛り込めるように努力して書いていきたいと思えます。

○立花部会長 可能な範囲で御検討をお願いできればと思います。

それでは、特集の1につきましては、委員の皆様からこのほかございませんでしょうか。

続きまして、特集の2に移ります。

新型コロナウイルス感染症による影響と対応の、ここにつきまして、初めてでしょうか、二つ目の特集を設けるとするのは。今回の白書で今までになかった位置づけになるところですが、ここにつきまして皆様から御意見、御提案、御質問等お出しただければと思います。いかがでしょうか。

村松委員、お願いいたします。

○村松委員 この感染症の影響といったようなこと、このコロナという、とんでもないこの特殊な状況による影響というよりも、林業の世界の将来像みたいな、そこにちょっとスピードアップをして先送りに、早送りにしたような項目としていろんな課題を取り上げていただいているのかなという感じがするんですけども、このコロナによって全然別な意味で、これまでとは違った人の流れ、地方に人が行って、あるいは林業に就きたいという人たちが増えてくるといったような視点というか、また、地方に移住をすとか地方に住みやすくするみたいな方向で物を見るというような視点というのが、せっかくコロナの影響と対応ということであれば、むしろそこに視点を当てて、その流れをもっと加速させる、あるいは受け入れやすいような山村を作り出していくというようなことを視点として取り上げてみてはどうなのかなと。

また後のところでも話したいと思ったんですけども、さっき林地台帳の話も含めて、この所有権の境界の不明、不確定云々のことについて、もっとしっかりと取り上げていかないと、今、林地台帳の云々、有効性とか何かも、林地台帳で課税のが見られるようになりましたよというような紹介、実際に林地台帳を非常に有効化して使っている地域があると聞いていますけれども、多くのところでは林地台帳は使えるということになったけれども、森林組合では実質には使っていないとか、集約化のための情報収集にはまだ十分な役には立たないと言われていたようなところがあって、そういう点について、今後精度を向上していかないと、この所有地、山村における林地の所有形態というようなものも、もっとしっかりと分かりやすくしていかないと、山へ入りたいといっても、自分が入って山を持っているというけれども、その山ってどこなのと分からなければ、山林所有者になってみようがないわけですね。買ってみようがない、境界がはっきりしていなければ。山へ行きたいという人たちが出てきても、そういったことの権利が移動できないというであってはならないと思うので、山村のそういった境界といったようなものについてもはっきりさせていかないと、新たな人の流れが生まれようとしても、なかなか簡単には受け入れられないんじゃないかというようなことを感じているんですが、そんなこともこの視点の中で取り上げてもらえないものでしょうか。

○立花部会長 ありがとうございます。

今二つの点での御指摘がございましたので、一つは若者を含めて地方に移住するような動きがあるという、その辺りにフォーカスを当てた特集2の記述にしてはどうかということと、もう一つは所有権との関係で、これを通常章の方で書くかどうかということもあるかと思うんですけれども、この二つの点につきまして事務局の方で御説明をお願いできますか。

○河南企画課長 ありがとうございます。

2点頂いたもののうち、一つ目の点に関しては、今日御覧いただいた資料の10ページの一番下のところにそういう可能性みたいなことをちょっと頭出しはさせていただきました。若干の期待も含めて、ここではこういうふうに書いたものなんですけれども、現実の人の流れが変わっているとか、あるいは様々なアンケートで人の気持ちが変わっているというのも出てきていると思いますので、そういったエビデンスというまではあれですけれども、そういったものも御紹介しながら、この記述の中で取り込んでいけないかなということをお話を聞きながら思っておりました。

それから、一方で2点目の方については、ここの中でどこまで触れられるかということはあるかというふうに正直思っていて、通常章のところの中でまずはしっかり分析をする、そういったことがきちんとつなげていくための前提としても必要なというふうに思いますし、また担当課とも相談をして記述をしていきたいと思っておりますけれども、今申し上げたような整理の仕方もあり得るのかなというふうに思ったところでございます。

○立花部会長 ありがとうございます。

担当課からお願いいたします。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長の箕輪でございます。

1点目の新しい動きというのは、前回というか、先般の審議会、本審の方でも山村のパートの中で御紹介をさせていただきましたけれども、これまでも実は地方に行きたいという方は徐々に増えてきたという傾向がある中で、おっしゃるようにコロナの中で更にそれが加速されてきたという動きがあると思っておりますので、今、企画課長から御紹介があった特集2の最後の部分に記載するのか、冒頭の部分に記載するのかは調整をしていきたいと思っておりますが、何らかの記載について検討していきたいと思っております。

2点目、境界に関しましては、おっしゃるように施業するにも山を取得しようにも、その境目が分からないと取得できないわけですので、それについてはこれまでも支援策を打って取り組んできたわけですが、所有者が高齢化してきて現地に行けないというような状況もあ

る中、最近では最新の機械、ドローンとか、あと航空レーザー計測、そういう成果で境界を決めてしまってもいいんじゃないかと、これは国交省と連携しながら取組を進めております。

そういうことであれば、現地に行かない、また、そのデータを見てもらえれば、密にならない場所でも御確認いただくことができるというような形で、境界を確定するということができるのかなと思っていますので、そういう取組も国交省とも連携しながら取組を進めていきたいと思っています。

ただ、どこに記載するかは、通常章で記載するのか、こちらで記載するのかは、関係課と調整したいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

計画課長、お願いいたします。

○橋計画課長 済みません、計画課長でございます。

村松委員から林地台帳についてお話がありましたけれども、林地台帳はできたばかりというのもあって、精度の問題もないわけではないんですけれども、森林組合さんだと、もともと組合員の情報をお持ちなので、余り役に立たないと思っておられる方は多いかもしれませんが、実際は、今までそういうもとの情報をお持ちでない方からすると、法務局に行って登記簿で調べないと分からなかったものが、市町村の方に行けばそれがまとまって置いてあるというようなことで、その点については一般の事業者の方とか、それ以外の公共事業をやる方とか、そういう面で役に立たないというような状況ではないと我々としては認識しております。

それと、森林組合さんの役に立つという意味でいうと、先ほど18ページの方で紹介させていただきましたけれども、今回の法改正で林地台帳の精度を上げるために、固定資産税課税台帳と照合することができるようになりましたので、更にそこが精度が上がるので、森林組合さんのお持ちのデータよりも、もしかすると、その課税台帳の方で新しいデータが入っている可能性がありますので、またそこで少し使える部分が出てくるのかなというふうにも思っております。精度向上に努めていくのは常々やっていかなければいけないことだとは思っていますが、その辺も含めて法改正があったこともありますので、18ページに書いてあったところで、法律改正とも絡めて、少し詳しく書ければ、今のような誤解がなく理解されるかなというふうにも思っておりますので、そのような方向で検討したいと思います。

○立花部会長 村松委員、よろしいでしょうか。

○村松委員 はい。じゃ、1点だけ。ありがとうございます。林地台帳のおかげで、確かに森林組合としてふだんの情報以上に、その情報がということには余りないという意味も

あったんですけれども、失礼な言い方をしてしまいましたけれども、逆に市町村と情報を交換し合うようになったので、市町村に協力をしてもらって、所有者への問合せとか意向、この山を手入れしたいんだけどもというような確認を市町村の方から取ってもらう手伝いをしてもらえるようになったと。これはすごく効果があるというか、私ども森林組合としても、この点はすごく有効に使わせていただいています。

○立花部会長 ありがとうございます。

特集2につきまして、もし御意見等あればもうお一方お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

日當委員、お願いいたします。

○日當委員 御説明があったのか確認だったんですが、今回この1の感染症の影響のところ、(1)は我が国の経済・社会への影響というところで、(2)が木材利用、そして(3)木材産業、(4)が林業というところで、川下からの影響の記述というふうなことでございまして、一般的には川上からもう一つ影響、流れを説明するということが大体あったんですが、それはそれで、このように川下を先に持ってくるというふうにされたのも一つあるかと思うんですが、流れ的には川上からの記述の方が分かりやすいのかなというところがありました。

それと、今後のまとめになるんでしょうけれども、特にこの業界の対応というふうなところの中で、木材産業も短期1年間というふうなことの区切りになってきますが、国有林から木材の供給調整等も実施をされたことによって、時系列的にいろいろ動きが出てきて、端的に短時的か、ある瞬間ではうまく機能して、うまくいったんだけど、ちょっと悪い方向に行って影響が出てきて、供給がタイトになってきたというふうなところをどこの時点で切るかということもありますが、そういった一定の期間の影響の評価というところも記述をしていただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○河南企画課長 ありがとうございます。

お話しいただいた1点目の、影響が川下から書き始めるか川上から書き始めるかに関しましては、当初需要が、特に中国向けの輸出が止まるというところから始まりましたので、そういう最終的な物の動きが良くなり止まってしまった、その影響が川中にも及ぶ、さらに川上にも及ぶ、そういうふうに影響が及んできたのかなということで、この順番で書くのが適切かとい

うふうに思っているところでございます。

それから、どれぐらいの期間について分析をするかということについては、よく相談しながらということでありまして、できるだけ直近のところまで書いていくというのが基本かというふうに思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

お願いします。

○宇野業務課長 業務課長でございます。

国有林の供給調整を取り組んできた立場から、今お話のございましたように、その時点時点でいろいろと事が、まだ現在も動いているという中、需給のタイトな状況とか、またそれが変わってきたということなど、非常に我々も毎月のように肌身で感じております。

また、東北あるいは北海道、九州とか、地域によって、今輸出の話も企画課長からございましたけれども、いろんな動きが出てきたり、あるいはちょっと製品の方の動きがタイトになったりということで、川下方向のいろんな動きとの連動もありますので、これからいろいろこの先どういうふうに動いていくかというのがなかなか、どのタイミングで書くかというところを企画課なり、木材産業課なりと連携しながら、いろいろ検討させていただければというふうに考えております。

○立花部会長 ありがとうございます。

日當さん、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、時間も徐々に過ぎてきておりますので、通常章の方に移りたいと思います。

まず、第Ⅰ章の森林の整備・保全につきまして、皆様から御意見、御質問等お願いできればと思います。いかがでしょうか。

丸川委員、お願いいたします。

○丸川委員 Ⅰ章ですね。二つ申し上げます。

一つは、昨年の白書がSDGsでしたので、アイコンをつけて、全部に、とてもいいと思うんですが、読んでおきますと、とりわけこの章にいろんな国際的な取組とか、あるいは11ページには役割なんかも出ているので、やっぱりSDGsという言葉を意識的に少しこの章辺りで使っていただくと何かいいんじゃないかなというのが1点。

それから、2点目はちょっと細かいんですが、14ページの山地災害の対応の下の方なんですが、四つ目の矢印がついている流域治水の取組と。これは恐らく国交省が、特に水局辺りが最近言っている概念で、みんなで頑張ろうということだと思うんですが、ちょっとまだ人口に膾

炙っていないとか、分かりやすく書かれた方がいいのではないかなというふうに思いますので、そこをよろしく願いいたします。

○立花部会長 ありがとうございます。

もうお一方あれば。

塚本委員、お願いします。

○塚本委員 塚本でございます。

この章の13ページに森林経営管理制度と森林環境税・森林環境譲与税についての記述がございます。白書全体を通して、森林経営管理制度と森林環境税・贈与税について詳しく記載されているのはこの章ですので、現状や今後の展望について整理して記述頂ければと思います。

特に森林環境譲与税の贈与は開始されていますし森林環境税の徴収も4年後に迫っていますので、多くの方々の理解を深めていくことが非常に重要でございます。是非、各都道府県、市町村の優良事例でありますとか、現在の進捗状況、今後の展望について丁寧にご説明頂いて、国民の皆さんの賛同を得られる内容にしていいただければと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

御二方とも、書き方、拡充についての御提案だったと思います。いかがでしょうか。

○河南企画課長 まず、私から。

丸川委員からありましたSDGsのことに対しましては、確かに書くとしたら11ページのこの辺りが最も適したところかと思っておりますので、位置も含めてですけれども検討させていただければと思います。

○佐伯治山課長 治山課長でございます。

同じく丸川委員から御指摘ありました流域治水の点でございます。御指摘のとおり、当初、国土交通省さんが打ち出した施策なんですけれども、先般、関係省庁の実務者会議を開催しまして、政府全体で取り組む課題とされた中で、今後この課題がどのように発展するか、そういう状況も踏まえながら、また、既に各水系ごとに流域治水の協議会が開催されておりまして、我々の都道府県の林務担当部局、各森林管理局が参画するよう指示等をしているところでございます。そういうような取組も含めて、具体的な取組事例なども含めて、どのように記述できるか検討してまいりたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

具体的な記述を検討されるという御回答でした。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長でございます。

塚本委員から制度、税の関係の御意見を頂きました。1年たちまして、優良な事例等もまとまってきてございますので、そこら辺を御紹介しながら、丁寧に書いていきたいと思っております。

○立花部会長 ありがとうございます。

それでは、まだ御意見あるかもしれないんですけども、第Ⅱ章の方に移りたいと思っております。

第Ⅱ章、林業と山村につきまして、御意見、御質問等お願いできますでしょうか。オンラインのお二人についても、もし意見がある場合には手を挙げていただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、村松委員、お願いいたします。

○村松委員 度々で恐縮でございますが、私ども、林業というものの捉え方という中で今、山村の振興、地域の活性化といった意味で、今回こういう視点で林業と中山間地域、あるいは山村という捉え方をさせていただくことはすごく有り難いことというか、これからの林業政策の中で、いわゆる地域政策として農村の農村振興策といったような位置づけで、一つの産業として儲かる儲からないというよりは、地域の活性化の中にどう林業というものが役割を持って、それを果たしているのかという視点で物を捉えていただきたいし、そのための振興策、その活性化という視点での振興策。産業として儲かるようにする云々というよりも、地域活性化のために林業というものが必要なんだと、山村における大きなその役割を果たしていくという意味で必要なんだというような視点、あるいは施策というのをこれからもっと作ってもらいたいし、取り上げてもらいたいということが一つです。

それと、その中で特用林産の林業の生産額の実は半分をキノコが占めていると。国民の皆さんに日本中の山から生産される材木、木材の生産量と変わらないだけの生産額を林業が上げて、産業としての大きな役割を果たしているんだということについても、もう少し分かりやすく、すごい産業なんですよという位置づけでもっと捉えていただけないものかなという気がします。何か余りにもさらっと捉えてい過ぎるんじゃないですかというような気がするんですが、よろしくをお願いします。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

松浦委員、お願いいたします。

○松浦委員 松浦です。

先ほどのコロナのところでは言えば良かったのですが、多分これからポストコロナの時代に

は労働市場というか、雇用情勢の大きな変化があると思います。リーマンショックのときも多くの人たちが失業しました。その時には、NIRAなどによって柔軟な雇用政策をとるべきとの提言書が出されているようです。リーマンショック時と同様なことがこのポストコロナの時代にも起こるんじゃないかなというふうに思い、素人考えですみませんが、その時に林業が失業された方の受皿になりうるのではないかと考えます。したがって、林業として受け入体制をうまく整えつつ、若者の山間地などのリモートエリアへのあこがれや、その結果としての移住希望などをうまくすくい取れば、更なる林業の活性化に役立つのではないかと、そのような方策などを考えていただければと、思いました。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

今のお二人の御意見につきまして、お願いいたします。

○上杉経営課長 経営課でございます。

まず、村松委員の特用林産の関係でございますけれども、私も林野庁に来るまで特用林産が半面を占めているというのは知らなくて、大変驚いたところでございますけれども、17ページにグラフの形で色分けをして半分を占めていますというのはビジュアルで分かるようになっていたんですが、もうちょっとそこを文章も含めてどう記載するのかというのは考えていきたいと思えます。

以上です。

○立花部会長 よろしいでしょうか。

利用課長、お願いします。

○箕輪森林利用課長 森林利用課長でございます。

村松委員から山村の中での林業の位置づけはという御質問をいただきましたが、20ページの山村の現状の中で、山村の活性化のためには林業の成長産業化が必要という記載をさせていただきました。人工林資源も充実してまいりましたので、これをうまく活用していくということは、山村を維持していくためにも、まず一番大事なことなのかなと思っています。

その際には、林業だけではなくて、切った木をその地域で加工してとか、そういう形で地域でもっと経済効果が高まるような形で活用できればいいかなと思っていますし、それにプラスして広葉樹を使っていく、さらに御指摘にありましたように特用林産とか、あと別の場でも御指摘いただきましたジビエとか、様々なものが今、山村の中で可能性というのはあると思いますので、そういうものをうまく活用して山村の維持、発展につなげていければなと思ってござ

います。

○立花部会長 ありがとうございます。

事務局からはよろしいですか。

○河南企画課長 申し訳ありません。もう1点、松浦委員からお話しいただきましたポストコロナの雇用の構造みたいなことについても、今日の資料で申し上げますと10ページの下の方に当たるかと思うんですけども、今御指摘いただいた視点も念頭に置きながら、どういうことが書けるか考えていきたいと思えます。

○立花部会長 ありがとうございます。

続きまして、第Ⅲ章に移りたいと思えます。

木材需給・利用と木材産業につきまして、御意見、御質問等挙げていただけますか。

斎藤委員、お願いいたします。

○斎藤委員 ありがとうございます。

2点申し上げさせていただきます。1点目が、「2. 木材利用の動向」の章に、木材のカスケード利用の概念図みたいなものを入れてはいかがかということです。木材利用の目標と流れを分かるようにした方がいいのではないかなと思えました。

木材は高頻度から低頻度までいろんな使い方があって、A材、B材、C材等に分けられ、それぞれチップに使ったり、樹皮をバイオマスの方に使ったりという流れがありますが、A材で使えるものはA材で使い、そこから出てきた端材はこういう使い方があるというところを見せた方がいいのではないかと思います。

現在、木材のエネルギー利用が加速されています。A材、B材、C材を作る際に、一部をエネルギー利用するという策もあり、木材の活用には弾みがついている側面がありますので、木材のエネルギー利用を否定するものでは決してありません。しかし、木材全てがエネルギー利用に収れんしていくと、サステイナブルでない資源利用へと偏る不安があります。エネルギー利用の場合はマテリアル利用に比べて格段に資源消費するので、カスケード利用していくという考え方を重んじるべきではないかと考えます。

バイオマス、エネルギー利用ですと、原子の結合の組換えでエネルギーを得るということで、別に木材でなくても、ほかのものでもできることですが、木材でしかできないことがあります。高品質のものは優先して製材に使い、端材をマテリアル利用でセルロースナノファイバーや改質リグニンに使い、その品質も満たさないならエネルギー転換していくという、カスケードの段階の違いが見えるように、段階的利用のマップみたいな理解しやすい概念図があ

ると良いというのが一つ目の意見です。木材の利用がエネルギー利用だけではないという多様性を見せてあげるといところが、木材のサステイナブルな利用の在り方を考えていく上で大事なのではと考えました。

2点目は、木材利用の多様性に絡むのですが、木材の持つ文化的側面、吉野の270年育てて使うような木造建築もできるんだという、長い歴史の中で利用されその技術が磨かれて洗練されてきた特徴ある材料であることを少し強調したらいかかだと思います。たとえば同章の「(1) 木材利用の意義」の3項目などに加筆するなどしてもよいように思います。

木材はマテリアルとしてすぐれた資源であって、木材でしかできないことがあります。例えばプラスチックは使い捨てで、プラスチックで後世に残るような建造物を建てたりとか、工芸美術品とかを造ろうという意欲は生まれにくいわけです。木材は古くなっても魅力があります。木材はかつて最先端の材料であり、非常に文化を背負うような高度な材料として使われた時代があると。村松委員から、産業として儲かる儲からないよりも、活性化というような話が出ていまして、それとちょっと関連するのかなと思います。文化的側面に着目した木材の利用は特殊であるかもしれませんが、価値の形成ということで、木材の価値とは、使い方とはどうあるべきかというのを意識する上では重要なことではないでしょうか。別に儲からないということではなく、山村の活性化にもつながっていくし、デービッド・アトキンソン氏が言われているように、観光資源につなげていくような文化財資源として使っていくこともできます。多様性という面、木材はエネルギー資源として使えるだけではなく、セルロースやリグニン等の分子での利用に加え、伝統工芸や文化芸術を支える媒体である等、木材の材料としての豊かさ・多様性が伝わるような記述があると良いと思います。 済みません、長くなりました。

○立花部会長 ありがとうございます。

今の2点につきまして、事務局から回答お願いいたします。

○河南企画課長 ありがとうございます。

2点頂きました。一つ目のカスケードの概念図といいましょうか、マテリアルとエネルギーのフローというお話もありましたけれども、木材の使い方として全体がどうなっているかという、その可能性、広く1枚の中に入っているような、何かそういうものなのかなというふうにお話を伺いながら考えていたところでした。もちろん、そのA、B、C材という話もありましたけれども、その使う順番みたいな概念ももちろん入ってくるということだろうと思います。現時点で存在していないといいましょうか、作ったことないものだと思いますので、どこまでできるかというのはありますけれども、ちょっと関係課とも相談しながらチャ

レンジをしてみたいなというふうに思います。

それから、2点目の、木材利用における文化的な側面からのことにつきましても、今まで私どもが様々こういう特徴があるんですよというときにはカバーし切れていないところかとも思いますので、どういった記述が可能かということも含めて、今、委員からおっしゃっていただいた諸側面、考えて、位置づける場所もそうですけれども、これも関係課と相談しながら検討させていただきたいと思います。

○立花部会長 ありがとうございます。

担当課の方はよろしいですか。

○眞城木材産業課長 今回の企画課長からの説明とほぼ同じなんですけれども、実はちょっとそのカスケードの部分も、実は数量的な資料というふうなことではお示しも今までさせていただいておりますが、今、企画課長が申し上げたような形で、ちょっとどういう形でできるかというのが一つと、あと、いわゆる木の文化的なところにつきましても、御指摘いただいたところまでのいわゆる建物そのものというようなところでは、なかなか今までもお示ししていないんですけれども、例えばこれまでも事例みたいところで、地域の取組として御紹介したこともございます。ちょっとそこら辺は手法でございますので、またどんな工夫ができるかというのは、また関係課や事務局の課と御相談させていただきながら、ちょっと検討をまたさせていただければと思います。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

カスケード利用については、実は二通りの解釈のされ方があって、やや混乱している部分があるので、その辺りの整理も含めてお願いできればと思います。

済みません、12時までという委員の方もいらっしゃるので、前に進めさせていただきます。

第IV章の国有林野の管理経営の章につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

基本的なところは昨年と同様の記述になるという御説明だったと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、第V章ですね。東日本大震災からの復興につきまして、10年になるということで、今回は拡充をして、しっかりとこの10年間を振り返っていきたいということだったと理解しておりますけれども、委員の皆様から御意見、御質問等お願いできますか。

日當委員、ございますか。よろしいですか。

○日當委員 先ほど先走ってお話しさせていただきましたので、結構です。その点でお願いし

ます。

以上です。

○立花部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様からはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、第IV章、第V章につきましては、先ほど事務局から御説明いただきました方向で記述を進めていただくということでお願いいたします。

あと、最後のところ、やや時間がタイトになったこともあって、本来、皆さん、もしかするとさらにご意見をお持ちかもしれません。場合によっては、来週ぐらいまでに加藤さんのところに意見をお寄せいただくのでよろしいですか。

そうしましたら、施策部会の委員として、担当の加藤さんに御意見があればお送りいただいて、それも含めて白書の拡充をしていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

そろそろもう予定の時刻が近づいてまいりましたので、この辺で本日の審議を終わりたいと思います。

本日、各委員から出された意見、あと来週にかけて1週間の間にお寄せいただきます意見を踏まえて、次回の施策部会に向けて、「令和2年度森林・林業白書」の原案について、事務局で検討を進めるようお願いいたします。

それでは、こちらから事務局にマイクをお返しいたします。よろしくをお願いいたします。

○河南企画課長 本日は委員の皆様方におかれましては、熱心に御議論いただきまして誠にありがとうございました。大変多くの視点から、多彩かつ重要な御指摘を頂いたというふうに思っております。今、部会長からもございましたけれども、これらを踏まえまして、私ども事務局の方で原案の作成に努力をいたしまして、次回御審議を頂きたいと思っております。

次回につきましては、来年3月を目途に開催をさせていただければと思っております。白書の本文を御審議いただきます。詳細については、また日程の調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時57分 閉会